

## 「グループホーム らいふ」 重要事項説明書

### 1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 ライフモア
代表者氏名	新谷 光夫
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒915-0896 福井県越前市横根町 12-4-1 0778-43-5406
法人設立年月日	平成 11 年 12 月 8 日

### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホームらいふ
介護保険指定事業所番号	令和2年4月1日指定【1890300252号】
事業所所在地	福井県越前市横根町 12-4-1

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ライフモアが設置するグループホームらいふ（以下「事業所」）が行う認知症対応型共同介護・介護予防認知症対応型共同介護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定める。要支援2・要介護の認定された方でかつ認知症の方に入所して頂き介護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"><li>事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに介護保険法に関する厚生労働省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。</li><li>ご利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、ご利用者の心身の状態を踏まえ、妥当・適切な援助・支援を行うこととする。</li><li>ご利用者が、それぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮し、援助・支援を行うこととする。</li><li>認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないように配慮し、援助・支援を行うこととする。</li><li>介護従事者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者又はそのご家族等に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うこととする。</li><li>介護従事者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力することとする。</li></ol>

#### (3) 事業所の施設概要

建築	木造平屋
敷地面積	228.75m <sup>2</sup>
ユニット数	1ユニット

<主な設備等>

居室数	9室 1部屋につき 7.79 m <sup>2</sup> ~8.62 m <sup>2</sup>
食堂	15.04 m <sup>2</sup>
居間（共同生活室）	30.00 m <sup>2</sup>
トイレ	2ヶ所
浴室	1室（脱衣所含む）
更衣室・収納室	1室 4.84 m <sup>2</sup>
事務室	1室 (8.02) m <sup>2</sup>

(4) サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24時間体制
日中時間帯	6時~21時
利用定員内訳	9名 1ユニット

(5) 事業所の職員体制

管理者	寺尾 友香理
-----	--------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	1名 (兼務)
計画作成担当者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	1名 (兼務)
介護従業者	1 利用者に対し必要な介護および、支援を行います。	5名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成	1 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 4 計画作成後においても、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食事	1 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 3 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事がとれるよう支援します。
日常生活上の世話	1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。

	入浴の提供及び介助	1 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。 2 立位保持や移乗動作が取れない方は機械浴での入浴を提供します。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等	1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。（身体、認知症の状態に応じて、負担となる方に関しては行いません。） 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、定期的に行い、汚れている場合は随時交換します。
	口腔ケア	毎食後行います。又、入れ歯の方は毎日就寝前消毒を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、服薬の管理、配剤された薬の確認、服薬の介助を行います。
	機能訓練 日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	健康管理	1 医師による月2回の診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。
若年性認知症利用者受入サービス		若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
その他		1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 良好的な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。但し、感染拡大時は利用者の外出、身元引受人又は利用者の家族等の関係者の方の出入り等の一時規制を行います。

## (2) 介護保険給付サービス利用料金

### 【認知症対応型共同生活介護費(1)】

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		1日の利用料	1ヵ月の利用料（30日分）
I	要支援2	761円	22,830円
	要介護1	765円	22,950円
	要介護2	801円	24,030円
	要介護3	824円	24,720円
	要介護4	841円	25,230円
	要介護5	859円	25,770円

上記の料金表によって、利用者の要介護度に応じて金額をお支払ください。

※上記の金額は、自己負担額が1割の場合です。

利用者負担額は負担割合証の利用負担の割合に応じて負担していただきます。

### (3) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	利用料	算定回数等
若年性認知症利用者受入加算	120	1日につき
初期加算	30	1日につき
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	1カ月につき
医療連携体制加算Ⅰ(ハ)	37	1日につき
介護職員等ベースアップ等支援加算(R6.4～R6.5)	所定単位数の 23/1000	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数 (所定単位数)
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 111/1000	<u>※介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員処遇改善加算を除く。</u>
介護職員処遇改善加算(II)(R.7.4～)	所定単位数の 178/1000	
介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 155/1000	

- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 初期加算は、当事業所に入居した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算は、ICT（情報通信技術）を活用し、業務の効率化を図ることで、介護サービスの質を向上させることを目的としております。
- ※ 医療連携体制加算は、医療機関との連携を強化し、ご利用者の健康管理をより充実させること。
- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

### (4) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

①居室費	月額 45,000円
②共益費	月額 15,000円 〈内容〉共有区電気料・共有区ガス・水道料（下水料金含む） 共有区域清掃料（ごみ処理量含む）
③管理費	月額 21,000円 〈内容〉生活維持費（衛生管理・居室光熱費）・寝具代・洗濯・居室サポート 買い物代行（月2回程度を想定） ※1カ月に満たない期間における上記費用は、1カ月を30日として 日割り計算した額とします。
④食費	朝食 495円 昼食 660円 合計 1,815円 夕食 660円 ※原材料価格の高騰に伴い料金を変更する場合がございます。
⑤おやつ代（飲み物代含む）	198円 ※希望者のみ ※お茶・お水等体調管理のために必要な水分は無料
⑥おむつ料金	尿パット 99円 紙パンツ 198円 紙おむつ 198円
⑦歯ブラシ	165円

⑧歯磨き粉	275 円
⑨箱ティッシュ	165 円
⑩散髪代	3,300 円
⑪レクリエーション費	660 円（材料費）
⑫その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。

※月途中における入退居について日割り計算といたします。

※専門診療科受診については、ご家族でお願いします。

※当事業所において受診対応する際は、介護タクシーを利用します。介護タクシー料金については、利用者負担とさせていただきます。

※医療機関への入退院時の介護サービス利用料は、実費負担となる場合があります。

※医療機関に入院されている期間中の請求は、居室費のみとします。

#### 4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者又はご家族様あてにお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 27 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。（但し 27 日が土日・祝日の場合は翌営業日になります。）</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い</p> <p>イ 必要に応じて領収書をお渡しします。</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 5 入退居に当たっての留意事項

##### （1） 契約の終了について

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立または要支援 1 と判断された場合。
- ② 利用者が死亡した場合。
- ③ 利用者の病状の悪化等により、事業所で対応しうる医療行為が必要になった場合。
- ④ 利用者の状態の変化により、他の利用者と共同生活を送ることが困難となった場合。
- ⑤ 利用者からの退所の申し出があった場合。（詳細は I をご参照下さい）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合。（詳細は II をご参照下さい）

##### I. 利用者からの申し出により退所して頂く場合

契約の有効期間であっても、利用者から当事業所への退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の 30 日前までに文書でご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退所することが出来ます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合。
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合。
- ⑤ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合。

## II. 事業者からの申し出により退所していただく場合。

以下の事項に該当する場合には、当事業所からの退所していただくことがあります。

- ① 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者による、サービスの利用料の支払いが2ヶ月以上（※最低2ヶ月）遅延し、勧告にもかかわらず、14日以内にこれが支払われない場合。
- ③ 利用者が、故意に又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺するおそれが極めて大きく、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合。
- ⑤ 利用者が病気の治療等の理由により1ヶ月以上、当事業所を離れる事が決まり、かつその移転先の受け入れが可能になった場合。
- ⑥ 利用者が他事業所に入所が決まり、かつその事業所で受け入れが可能になった場合。
- ⑦ 事業所が解散、破産又は自然災害等による建物倒壊等のやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ⑧ 事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑨ 事業所が、介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。

### (2) 入居について

- ① 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。

### (3) 遺留金品の引取人

契約が終了した後、当事業所に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合に備えて「身元引受人」を定めていただきます。当事業所が、「身元引受人」に連絡のうえ、遺留金品を引き取っていただきます。但し、相続人からの申し出があった場合、相続人への引き渡しになります。

## 6 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求める

とともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 8 緊急時の対応方法について

（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

協力医療機関	医療機関名：医療法人彰永会 たけふクリニック 所在地：福井県越前市村国3丁目1-12 電話番号：0778-29-1212 受付時間：9:00～13:00 15:00～19:00 土曜9:00～13:30（水・日・祝日休診） 診療科：内科・循環器科・往診可
	医療機関名：宮本歯科クリニック 所在地：福井県越前市村国3丁目34-1 電話番号：0778-25-7771 受付時間：9:00～12:30 14:00～18:00 木曜9:00～12:30 土曜9:00～16:00（日・祝休診） 診療科：一般歯科

## 9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

## 10 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：(毎年2回)

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するために、提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に関して、原則として管理者が対応します。管理者が対応できない場合には、他職員が対応し、その旨を速やかに報告します。
- ・ 事実関係の調査の実施 ・県、市への報告 ・ご利用者、ご家族に対する説明
  - ・ 改善措置の立案、実施 ・記録の整備

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 グループホームらいふ	所 在 地：福井県越前市横根町 12-4-1 苦情解決責任者：管理者 寺尾 友香理 電話番号：0778-43-5406 ファックス番号：0778-43-5486 受付時間：8：30～17：30（毎週月曜日～日曜日）
【市町村（保険者）の窓口】 越前市役所 市民福祉部 長寿福祉課介護保険グループ	所 在 地 福井県越前市府中 1 丁目 13-7 電話番号 0778-22-3715 受付時間 8：30～17：15（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 福井県国民健康保険団体連合会	所 在 地 福井県福井市西開発 4 丁目 202 番 1 福井県自治会館 4 階 電話番号 0776-57-1611 受付時間 8：30～17：15（土日祝は休み）

12 サービスの第三者評価の実施状況について

利用者がサービスを選択するために必要な提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等）について開示します。

【第三者委員】

寺尾 忍

村田 雄貴

安達 明裕

五十嵐 純一

13 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、ホームページにおいて公開しています。

<http://lifemore/ne/jp>

## 14 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この情報を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その情報を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
(2) 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 15 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者　寺尾　友香理
(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。	
(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。	
(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。	
(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。	

## 16 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 17 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をう等地域との交流に努めます。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、及び（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聞く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

## 18 サービス提供の記録

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス完結日より5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。但し利用者、利用者あるいは身元引受人以外の方（他のご家族等）からのご請求につきましては、当事業所所定の書面により利用者もしくは身元引受人のご了承を得てからの情報提供になります。
- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

## 19 入居時や入居中の遵守事項

### (1) 準備品

利用前に確認の上、日常生活に必要な、次のものを準備していただきます。

- ① 利用者が使い慣れている歩行器・老人車・杖・補聴器など。
- ② 衣類・肌着類・パジャマ類は5枚程度。タオル6枚程度。バスタオル4枚程度。
- ③ 衣類・肌着類の季節ごとの入れ替えは、家族（独居及び遠隔地は事業所保管）となります。
- ④ 洗面に要する歯ブラシ・義歯・義歯ケース・ポリメントなど。
- ⑤ テレビやCDラジカセなど娯楽に適するもの。
- ⑥ 夏季のタオルケット、冬季の掛け毛布・敷き毛布など。
- ⑦ その他
  - ・私物で不用不急のものは持ち込まないようお願いします。
  - ・私物の衣類やタオル類は、施設内でまとめて洗濯しますので、必ず油性の黒マジックで氏名を書くようお願いします。又、黒い靴下等は布製の名札を縫い付けてください。
  - ・生活が長くなると、身の回り品など私物が多くなってきますが、常時必要でない品は家庭で保管していただきます。

## 20 面会

- (1) 面会時間は、緊急以外は午前7時から午後7時までとなっています。
- (2) 面会の方は、玄関に備え付けの【面会簿】に所定事項を書いてから、介護職員に申し出て面会していただきます。
- (3) 入居直後は、環境や生活リズムに対応しにくいため、精神的にも不安定な状態になりがちです。  
面会回数は週1~2回にして利用者が徐々に生活に慣れるよう協力いただきます。
- (4) 面会時に、利用者に「何か食べ物を・・・」と思われるでしょうが、身体の状態によって飲み込みが悪く、喉につまる方もいます。食べ物や飲み物の持ち込みの際は、必ず担当の介護職員に相談していただきます。

## 21 外出外泊

- (1) 外出及び外泊を希望される入居者の家族は、玄関に備え付けの【外出・外泊簿】に所定事項を書いてから、担当の介護職員に申し出ていただきます。
- (2) 利用者にとって、住み慣れた家、家族への思いは決して失われるものではありません。事情の許す限り、外出及び外泊をしていただきます。

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　月　日
-----------------	-------

事業所は本書面に基づき、重要事項を説明しました。

事業者	所在 地	〒915-0804 福井県越前市横根 12-4-1
	法人 名	株式会社ライフモア
	代表 者 名	新谷 光夫 印
	事 業 所 名	グループホームらいふ
	説 明 者 氏 名	寺尾 友香理 印

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

身元引受人	住 所	
	氏 名	印

## 「グループホームらいふ」運営規定

### (事業の目的)

第1条 株式会社ライフモアが設置するグループホームらいふ（以下「事業所」という。）において実施する認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 認知症対応型共同生活介護〔予防認知症対応型共同生活介護〕の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。また、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業所は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

### (事業の運営)

第3条 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームらいふ
- (2) 所在地 福井県越前市横根町 12-4-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護従業者 5名以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、9名とする。

内訳 1ユニット 9名

(認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容)

第7条 事業所で行う認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成する。

2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を利用者に交付するものとする。

4 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第9条 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることが出来る。

3 居室費については、月額 45,000 円を徴収する。

4 共益費については、月額 15,000 円を徴収する。

〈内容〉共有区電気料・共有区ガス・水道料（下水料金含む）・共有区清掃料（ごみ処理量含む）

5 食事の提供に要する費用については、次の額を徴収する。

朝食 495 円 昼食 660 円 夕食 660 円

6 おやつ代（飲み物代含む）については、198 円を徴収する。（希望者のみ）

7 おむつ代については、次の額を徴収する。

尿パット 99 円 紙パンツ 198 円 紙おむつ 198 円

8 歯ブラシ代については、165 円を徴収する。

9 歯磨き粉代については、275 円を徴収する。

10 箱ティッシュ代については、165 円を徴収する。

11 散髪代については、3,300 円を徴収する。

12 レクリエーション費については、660 円を徴収する。

7 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

8 月の途中における入退居について日割り計算とする。

9 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は要介護者〔要支援者〕であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

(1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者

(2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者

(3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要すること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連續性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(協力医療機関等)

第14条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

- 3 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 4 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 5 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを

得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### （地域との連携など）

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

#### （業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### （利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第21条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

#### （その他運営に関する留意事項）

第22条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6か月以内

(2) 繼続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ライフモアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 10月 1日から施行する。

この規定は、令和5年 2月 1日から施行する。

この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。